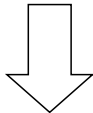


保護命令の手続の流れ

暴力等の発生

配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた。



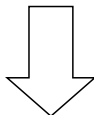
警察、配偶者暴力相談支援センター(広島県こども家庭センター、広島市配偶者暴力相談支援センター等)に相談することができます。



さらに暴力・脅迫を受け心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、保護命令の対象になります。

申立書受付

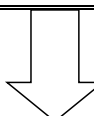
申立書に必要な書類や費用を添付して、管轄裁判所に提出してください。詳しくは別にお渡しする説明書をお読み下さい。



なお、どのような内容の申立が可能か、申立人の状況によって変わりますので、いろいろ事情をお聞かせいただくことになります。

審尋期日(申立人)

裁判官が申立書等の内容を審査した上で申立人から直接事情をおたずねします。



約1週間後



審尋期日(相手方)

裁判官が相手方から事情をおたずねします。

※ 相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。その日は裁判所近辺に近寄らないことをお勧めします。

決定

裁判官が、申立てを認めるか認めないか、結論を出します。

保護命令の効力

保護命令に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。